



日本共産党東京都議団ニュース
大山とも子 だより
―都民が主人公の東京へ―

2023年
11月26日
No. 340

発行

日本共産党東京都議会議員団
控室 電話 (5320) 7270
FAX (5388) 1790

連絡先

大山とも子事務所
新宿区住吉町十一―二十五
電話 (3357) 3818
FAX (3353) 4912

◆都政に関する
ご意見・ご要望を
お寄せください!

2022年度 各会計決算を審査する特別委員会

大山都議は 第一分科会に参加

昨年度の東京都の財政は、一般会計が約9.3兆円、特別会計が約6.3兆円、合計約15.6兆円。その他に公営企業会計もある巨大な財政を持っています。大きな財政をしっかりと都民のために使ったのかが問われます。

2022年度は、7月から都立病院の直営をやめて、地方独立行政法人化した年度です。累計35万人を超す独法化反対の署名が東京都に積み上げられたにもかかわらず、強行しました。
新型コロナウイルス感染が拡大し、年々はじめから前年の第5波を上回る新規感染者、変異株も急増し、6〜8波と波が来るたびに、前の波を上回る感染者数となりました。

深刻な物価高騰で、都民のくらしも中小業者の営業も大変きびしくなっているにも関わらず、国保料はこの年も大幅値上げとなりました。

多くの生徒・保護者が「公平公正が重要な都立高校入試にこんな不公平な英語スピーキングテストはやめて」と求めていたのに、スピーキングテストは強行されました。

大山とも子都議の 質問の一部を 紹介します

―10月23日の分科会―



子供政策連携室の役割は、「**子ども基本条例**」と「**子どもの権利条約**」を東京で実現すること

子供政策連携室は、2022年4月に設置されました。大山都議が役割について質すと、「東京都

子ども基本条例の基本理念等を踏まえ対応する」「子ども基本条例の基本理念は子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先すると書いている」との答弁でした。つまり、子供政策連携室は「東京都子ども基本条例」と「子ども権利条約」を実現するために設置されたということです。この役割をしっかりと果たす連携室にしていくことが重要です。

子どもの意見を聴いて 施策に生かす

2022年度は、「子ども未来アクション」が出されました。これを策定するにあたっては、どのような子どもの意見をどこで聞いたのが重要ですか。都が子どもの居場所で聞き取りをするときには、どうしたら子どもたちの声



を引き出せるか、有識者の意見を聞いた上で、聞き取りに行っています。児童館やコミュニティセンターで、文化団体やスポーツ団体、子ども食堂や地域の居場所でも、フリースクールや保育園など様々なところで聴いています。その他、SNSでのアンケート、出前授業もしています。
このように子どもの意見を聴いて計画に生かすということは、東京都では初めてと言ってよいことであり、重要な前進と言えます。引き続き、子どもの声を常に聴き、施策に生かすことです。

「子供政策連携室」は「子ども」もつくは「いづれも」に

「子供政策連携室」の子どもは「子供」となっています。

2007年〜2009年ごろ、文教委員会や各会計決算特別委員会などで同じ議員が何度も、漢字とひらがなの混ぜ書きはおかしい、例えば福祉保健局の、子ども家庭支援課の表記は、「供」が平仮名になっているからおかしいなどと執拗に質疑していました。

どうしてお供の供にしたのかと大山とも子都議が聞くと、表記については、各局が対象や広報等、所管事業の性格を総合的に勘案して名称を決定しているとのこと。

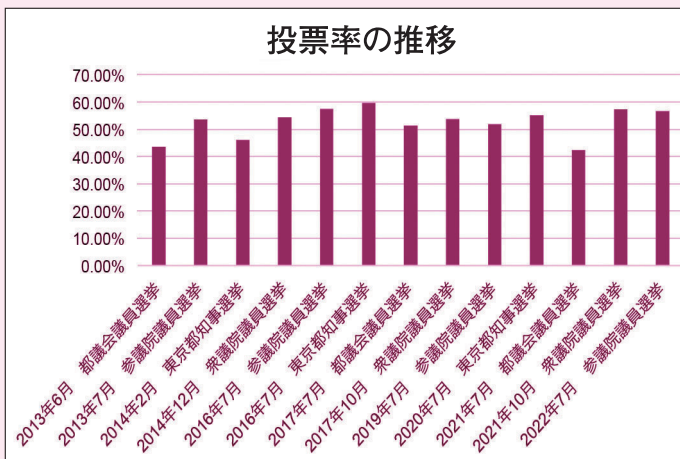
今、東京都の様々な事業名でも、こどもの表記はひらがな3文字、漢字とひらがな、漢字2文字と様々に表記しています。「子どもを受動喫煙から守る条例」は、漢字とひらがな。「ふれあいこどもまつり」と「こども芸能広場」は、ひらがな3文字。

子どもを権利の主体というなら、お供の「供」ではなく、子供政策連携室の「子供」は、「こども基本条例」と同様のひらがな3

文字、もしくは、子どもの権利条約の政府訳と同様の、漢字とひらがなで表記するべきではないかと検討を求めました。

投票率を上げ、投票の権利を保障する 選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局は民主主義の基本である選挙を管理する重要な仕事をする局です。それだけに、有権者だれもが投票という権利を行使できるように条件を整備することが重要な仕事です。その点で気になるのは、投票率です。



この10年間で13回の選挙があり、投票率最低は42・39%で、40%台は3回あり、都議会議員選挙と都知事選挙です。あとは50%台で最大でも59・7%です。

投票率は、当日の天気、その時の争点、有権者の政治や選挙への関心の度合いなど、様々な要因がかかわって変動する。などと都選管は答弁しています。しかし2021年3月時点の資料では、世界的に見てみれば日本の投票率は、147位というびっくりするほどの低さです。

憲法前文は冒頭で「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」と述べ、第41条で「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」と書いてあります。地方議会の議員についても憲法第93条で「住民が、直接選挙する」とされています。投票の権利を保障することが重要です。

選挙への関心というのは、中身への関心

例えば、フィンランドはジェンダー平等も進んでいますし、投票率も高い国です。2019年4月



第1分科会で質疑する 大山都議

の総選挙の投票率は、72%でした。ヘルシンキ大学非常勤教授の岩竹美加子さんは「選挙は、政治に参加し、影響を与えるために重要な方法のひとつとして広く認識されているからと思われ」と述べています。さらに「日本の学校は、日常生活と政治がいかに関係しているかを教えておらず、子どもは『政治は自分とは関係がないこと』のように思っている。自分が参加して政治を変えていけると教えられていない」と述べています。

大山とも子都議は、その引用もふくめ、政治は自分のくらし、生活と直結していると自覚できれば、投票に行くという事は当たり前のこととなるのではないかと指摘。

投票率は選挙の正当性に関わる大事な問題です。私たち政治家や政党が、真剣に向き合う必要がありますが、選挙管理委員会も、引き続き、投票率の向上に努めるよう求めました。